

労働衛生政策としての「工場体育」の変容に関する一考察

——1930年代の雑誌『産業福利』を中心に——

野依 智子

はじめに

- 1 「工場体育」の普及・奨励策
- 2 国民体位向上のための「工場体育」
- 3 労働衛生政策から健康国策へ

おわりに

はじめに

本稿の目的は、内務省の労働衛生政策としての工場での体育運動、すなわち「工場体育」の成立と発展の過程をあとづけながら、「工場体育」が労働者層とりわけ女工たちに果たした役割と意義について考察する。

「工場体育」という呼称は、『工場監督年報』においては、1931（昭和6）年から記載がみられる。そこでの「工場体育」についての説明は、従来から工場や鉱山では体操あるいはスポーツが行われていたが、「真に産業労働者の保健或は安全化の主旨に合致」したものが少ないため、「當局（ここでは社会局）は工場體育の原則を確立し、好適なる工場體育の形式を定めんが爲」研究をしたというのである⁽¹⁾。つまり「工場体育」とは、内務省社会局によって勧められた産業労働者の保健・安全のための体育運動なのである。

本稿は、このような内務省の労働衛生政策としての「工場体育」の展開過程をあとづけることから、内務省社会局の外郭団体として設立された産業福利協会の月刊雑誌『産業福利』の掲載記事を中心に、「工場体育」の成立・発展とその社会的背景、「工場体育」の内容などについて分析する。産業福利協会は、1925（大正14）年11月、「産業災害の予防、労働衛生の改善其の他福利施設の指導奨励を為し一方労働法規の圓滿なる施行」を目的に設立された⁽²⁾。設立時は社会局の役員のみであったが、1929（昭和4）年財団法人化し、財界出身者が占めるようになる。1936（昭和11）年には、協調会産業福利部として再編され、1941（昭和16）年3月には、産業福利部は廃止され、大日

(1) 『昭和六年 工場監督年報』社会局労働部、1931年、201頁。

(2) 「巻頭言」『産業福利』、第四巻第五号、1929年。

本産業報国会に移譲される⁽³⁾。よって分析時期は、産業福利協会内の産業衛生研究会において工場での体育運動について初めて議題に上る1929（昭和4）年から産業福利部が廃止される1941（昭和16）年までとする。

産業労働者の保健・安全のための体育運動すなわち「工場体育」に関連する先行研究としては、藤野豊・坂上康博・高岡裕之などが挙げられよう。

坂上康博は、スポーツと国民統合の関連から、スポーツは左翼思想や運動の抑止力として、また一般大衆の不満のはけ口、すなわち「安全弁」として利用されたという。「工場体育」についても言及しているが、それは労使協調の意義を指摘するにとどまっている⁽⁴⁾。

高岡裕之は、厚生運動に関する研究で、保健運動としての体操や文化運動などのレクリエーション運動を通して都市住民や労働者が大衆化され総力戦体制に動員される過程を明らかにしている⁽⁵⁾。また、「労働者と健康」という観点から、健康保険制度との関連で労働者の体操についても論じている。1930年代の「健康ブーム」に関連して体操やスポーツ、ハイキングなどは、総力戦体制に移行する中で国家的振興が図られたとする⁽⁶⁾。さらに総力戦体制の歴史的位相を福祉国家の観点から考察すると、「国防国家」体制として「戦時社会政策」が求められ、その中に健民政策や労働政策が位置づけられていったとしている⁽⁷⁾。藤野豊は、厚生省の成立と厚生運動の展開、そして健民運動や「建国体操」などを通して、国家による健康の管理と国民統制について論じている⁽⁸⁾。いずれも厚生運動や体育運動を通して、労働者が総力戦体制に組み込まれていくという内容で、その点に異論はない。しかし本稿は、労働者のための体育運動である「工場体育」そのものがどのように成立し、どのように普及・発展したのかを具体的に分析した上で、「工場体育」の役割・意義について考察するものであり、労働衛生政策としての「工場体育」に着目するものである。

1 「工場体育」の普及・奨励策

（1）体操に特化された「工場体育」

「工場体育」と称される工場での体育運動政策が進められる社会的背景には、健康保険制度の開始と工場法改正による深夜業禁止の実施がある。健康保険法は1922（大正11）年に制定されたが、健康保険制度は1927（昭和2）年から開始され、保険料は事業主と労働者とで負担した。この健康保険制度の開始により、医療費の増加を懸念した事業主が健康増進と災害予防のために工場での体

(3) 産業福利協会の変遷については、『協調会の研究』（法政大学大原社会問題研究所編、梅田俊英・高橋彦博・横関至著、2004年）の梅田俊英「第四部第一章産業福利協会から協調会産業福利部へ」に詳しい。

(4) 坂上康博『権力装置としてのスポーツ』講談社選書メチエ、1998年。

(5) 高岡裕之「総力戦と都市—厚生運動を中心に—」『日本史研究』415号、日本史研究会、1997年、145－170頁。

(6) 高岡裕之「第4章 戦争と健康」野村一夫／北澤一利／田中聡／高岡裕之／柄本三代子著『健康ブームを読み解く』青弓社、2003年、152－184頁。

(7) 高岡裕之「戦時動員と福祉国家」『岩波講座3 アジア・太平洋戦争 動員・抵抗・翼賛』倉沢愛子・杉原達・成田龍一他編集、岩波書店、2006年、121－150頁。

(8) 藤野豊『強制された健康—日本ファシズム下の生命と身体—』吉川弘文館、2000年。

育運動を奨励したと思われる。とりわけ、紡績女工の結核問題は、深刻な社会問題でもあった。また、第一次世界大戦後の国際労働条約や、盛んになった労働運動などを背景に改正された工場法には、保護労働者（女子と16歳未満の年少者）の深夜業禁止が盛り込まれた。この深夜業禁止にともなう女工の余暇をどうするかという、余暇利用の目的からも体育運動が取り入れられたのである。このように健康増進と余暇利用という観点から「工場体育」は始まったといえよう。

実際、1929（昭和4）年10月、第11回産業衛生研究会で、鯉沼茆吾社会局技師は「結核予防の立場から体育に注意する必要がある」と指摘している⁽⁹⁾。また、岡谷製糸株式会社深谷工場からは「何か運動を奨励したいが敷地が狭くて困っている、過般職工の列を作って工場の周囲を歩かせてみたが興味が少ない為か漸次減少した、尚国民体操を奨励して最初は旺んであったが漸次減少した。適當の運動はないであろうか。」と、工場での体育運動の方法に苦心していることが述べられている。これに対し、暉峻義等から、「余暇利用には体育に力を注ぎ体操を奨励するが一良方策ではないか」と余暇利用の視点からも体操が良いと指摘され、同研究会の講演者でもある東龍太郎医学博士⁽¹⁰⁾からは「例之運動に音楽を加へるが如きは良い方法である」と、音楽にあわせた体操が一層良いとして示された。

さらに、工場における体育運動の費用負担について「遠足、旅行又は慰安会等の如きは事業主に於て負担の額多きも、野球、庭球等の競技は従業員の出に依るものが多い」と、遠足、旅行、野球、庭球などは経費の面で問題があると指摘される。こうして「工場体育」は、音楽にあわせた体操に特化されていくのである⁽¹¹⁾。

（2）民謡を基調とした体育民謡の登場

以上の動向を背景に、内務省は労働衛生政策としての工場における体育運動、すなわち「工場体育」の創作・普及に取り組むのである。

1931（昭和6）年9月8・9日、東京市麴町區大手町健康第一協會で産業福利協會主催の「民謡ダンスと講演」が開催された。そこでは、当時盛んであった民謡「上州小唄」「伊那節」「木曾節」などに、機械を使った工場労働の様子や宿舍と工場を往復する女工生活の様子、女工と職工の恋愛関係を思わせるような歌詞などをアレンジした「工場小唄」が登場し、それに振り付けが加わって「民謡ダンス」と称されている。例えば、「伊那節」は以下のような歌詞であった⁽¹²⁾。

ア、 今日も急いで行かうよ工場 私待ってる～あの機械、ア、 誰か上手な小唄の唄に
まはる機械も～勇む様な、（中略）、ア、 女ながらも御國の爲に 共にはたらく此の工場、
（中略）、ア、 工場歸りによく會うお方 どこの工場の～お歸りか

(9) 「第十一回産業衛生研究会」『産業福利』第五卷第一号、1930年、110－115頁。

(10) 東龍太郎は、東京帝国大学助教授・医学博士であるとともに文部省の体育運動審議会委員でもあった。

(11) 「工場の體育運動に就て」『産業福利』第七卷第二号、1932年、39－42頁。

(12) 「（彙報）民謡ダンスと講演」『産業福利』第六卷第十一号、1931年、90－92頁。

このように、内務省の労働衛生政策としての「工場体育」は、女工を対象にした歌詞内容から始まった。翌1932（昭和7）年12月、産業福利協会内に「体育民謡研究会」が創立され、以後、社会状況を反映しながら数多くの工場での創作体操が『産業福利』誌上に発表される⁽¹³⁾。表1は、掲載された創作体操の一覧である。

表1によると、音楽とあわせた体操に特化された「工場体育」は、1933（昭和8）年から体育民謡として定期的に発表されている。この体育民謡について、鯉沼茆吾は以下のように述べている⁽¹⁴⁾。

経済的にも思想的にも内外共に危機に際してゐる日本としては國民全部が丈夫で、貧の原因である病魔を拂ふて、愉快に上下和樂して仕事をし、生活するといふことが必要なのではないか。此處に於て一般國民の就中勤勞階級の健康と、能率増進と、和樂とが今の日本に於て重要なものであることが考へられるのである。…（中略）…

何れの民族にも民謡なるものがある。それは其の民族の傳説、風俗、郷土等を謡つたものであり、（中略）…此の民謡を再び民族のものとし、人間の自然性より生れた大衆的の民謡踊りを掘り出し之に體育の理論をふつこみ藝妓の手踊りを體育化したものが吾が體育民謡である。…（中略）…體育民謡は勤勞生活者の健康増進手段であり、一日の勤勞によりて生じた疲勞の恢復方法であり、家庭和樂の方法である。

つまり、このころ盛んに唱和された経済国難・思想国難を背景に、生活難を乗り越えるためにも、勤勞階級が健康に働き、「上下和樂」すなわち一致協力することが必要であるといい、そのために、民族の風俗・郷土を謡った民謡を土台に体育民謡が誕生したというのである。この「大和民族更生の『體育民謡』」と題した鯉沼の文章は、それまで体操の基調であった民謡に「大和民族」というナショナリズムを付与したものであった。勤勞者の健康増進・余暇利用を目的にしてきた「工場体育」であるが、ここでは能率増進・上下和樂、疲勞回復に家庭和樂も目的に含まれている。

この体育民謡は、1933・34（昭和8・9）年と盛んに『産業福利』に掲載されている。1933（昭和8）年は、「おわら節」など民謡を題材にしたものが中心であるが、1934（昭和9）年は、「非常時」や「愛国」を名付けたものが登場してくる。中でも、6月掲載の産業福利協会常務理事蒲生俊文⁽¹⁵⁾作詞「女子保健体操 日の本の少女」は、工場に働く婦人や一般婦人を対象に、「国を守る」という意味を賦与した女子保健体操である⁽¹⁶⁾。そこでは「おのがつとめとなすわざを はげみ合ふこそ日の本の少女の群の誇なれ」と、工場での労働に励むことが、国家のためであり国民の務めであると讃えている。「附言」には「男も女も眞實に自分に目覺めるならば女も日本を背負ひ立つて居ることをハッキリとみなければならぬ」と、国家を支えるという観点からみれば、女性もその一員であることを明言している。しかし、「とは言ひ乍ら後棒と先棒と並んでは仕事はできない」

(13) 「(彙報) 體育民謡研究會生る」『産業福利』第八卷第一号、1933年、89頁。

(14) 鯉沼茆吾「大和民族更生の『體育民謡』—體育民謡研究會の生立ち—」第八卷第四号、1933年、59-63頁。

(15) 蒲生俊文は民間会社の出身であるが、安全運動の先駆者で、産業福利協会設立当初からの理事である。

(16) 「女子保健体操 日の本の少女」『産業福利』第九卷第六号、1934年、52-53頁。

表1 工場・鉱山における創作体操表

年	体 操 名	年	体 操 名
1931.9	工場体操 (男女) 民謡踊 (男女) メヂンボール (男子) 工場舞踊 (女子)	6	民謡体操「御国弥栄－健康保険音頭－」
		8	産業振興歌及産業歌謡体操「国民歌謡」「行進曲歌」
		12	民謡体操「進軍の歌」
1933.1	龍峽小唄に依る体育民謡	1938.1	民謡体操「北はアムール」「信濃よい国」「安全音頭」
4	新作体育民謡「高松小唄」「旗は日の丸」	2	民謡体操「愛国行進曲」
5	新作体育民謡「機織り姫」	4	「月下の吟詠」
6	体育民謡「瀬戸の島々」	4	民謡体操「四季の日本」
7	体育民謡「八王子民謡」	6	民謡体操「日の丸行進曲」
8	体育民謡「おわら踊」	8	民謡体操婦人愛国の歌「皇御国の」
11	新体育民謡「日本国民歌」(募集入選)	1939.1	「黎明勤労譜」愛国歌「婦人愛国の歌」「国民歌謡」 「行進曲歌」,民謡体操「日の丸行進曲」日本産業体操
1934.1	体育民謡「非常時日本の歌」「郡上踊」	2	民謡体操「黎明勤労譜」「大陸行進曲」流行歌
3	体育民謡「昭和音頭」「非常時音頭」		「日の丸音頭」「産業日本の歌」
6	女子保健体操歌「日の本の少女」	4	吟詠体操「暁の決死隊」
8	体育民謡「火華音頭」「太平洋音頭」	10	民謡体操「燃える東雲」「太平洋行進曲」「産業日本の歌」
12	体育民謡「愛国囃子」	1940.2	新作民謡体操「伸びろ地の果海の果」「空の勇士」
1935.7	民謡体操「山の唄」「呼ぶは地平か」	4	奉祝国民歌「紀元二千六百年」「建国さくら健康舞踊」
9	民謡体操「廻れ歯車」	7	産業安全歌「行進曲」「国民歌謡」(募集一等・二等)
1936.6	民謡体操「日本産業の唄」「響くサイレン」	7	濃飛産業振興歌体操解説「濃飛産業振興歌」
12	民謡体操「皇国日本」「日本よい国」	8	産業安全歌「我等は産業戦士」
1937.1	民謡体操「踊れはらから」「山は青空」	9	皇紀二千六百年記念「神前体操」
3	民謡体操「さくら乙女」「愛市行進曲」	10	産業安全歌「御稜威あまねき」
4	日本産業体操歌「鍛えよ肉体 磨けよ魂」	12	「緑十字の歌」体操

* 出典は、記載年月刊行の『産業福利』。

と、それはあくまでも男女の役割分担の上での協力であるとしている。このような女子保健体操を通して、女性労働者を国民として統制していったのであろう。

一転して1935・36(昭和10・11)年は、掲載が2回にとどまっている。また、体育民謡から民謡体操と呼称が変わり、テーマも「産業立国」が中心になり、前年までの「非常時」的色彩は薄れるように思われる。

しかし1937(昭和12)年以後の戦時体制にはいると、「愛国」や「日の丸」などをテーマにしたナショナリズムがさらに強いものとなってくると同時に、「産業報国」をスローガンにした産業安全歌が登場する。この頃は、戦時の増産体制下でもあり、労働時間の延長などによる労働強化も現われてくる。畢竟、労働災害も起こりやすく、「赤誠一途に報国の 聖き使命を果たすべく 撓まず心を引緊めて 誇り護らん緑十字」と、安全運動のトレードマーク「緑十字」も「産業報国」の象徴として登場する⁽¹⁷⁾。災害防止に注意しながら気を引き締めて働くことが「産業戦士」に求められるのである。

(17) 工場・鉱山で取り組まれた安全運動のトレードマーク。1919(大正8)年から使用され、現在も使われている。安全運動の成立については、拙稿「炭鉱資本における教化活動としての安全運動の構造と展開」『エネルギー史研究－石炭を中心にして－』NO19。九州大学石炭研究資料センター編集、2004年、1－28頁参照。

（3）工場鉱山の「ラジオ体操の会」

このような「工場体育」を普及・発展させるのに、ラジオやレコードなどの拡大・複製メディアが果たした役割は大きい⁽¹⁸⁾。1933（昭和8）年は、工場・鉱山が「ラヂオ体操の會」を後援した年でもある⁽¹⁹⁾。1928（昭和3）年の御大典記念として始まったラジオ体操は、このころ普及・大衆化しており、ラジオという同一時間に同一の動作を可能とするメディアを利用して、同様に「工場体育」を普及させようという意図である。「ラヂオ体操の會」後援の取り組みでは、夏期一か月工場・鉱山の従業員にラジオ体操をはじめとして、「工場体操」「工場鉱山基本体操」をラジオに合わせて行うよう励行した。全国で500余の工場が参加し、およそ160万人の参加があり、翌1934（昭和9）年の『工場監督年報』では、その実施調査表が掲載されている⁽²⁰⁾。表2は、その調査表である。

表2 工場におけるラジオ体操実施状況

府 県	参加工場	実施日数	参加人員	府 県	参加工場	実施日数	参加人員
東京市	119	1,606	284,868	新潟縣	50	561	115,404
東京府	8	76	27,318	群馬縣	212	545	166,399
埼玉縣	4	58	9,529	山梨縣	12	-	-
長野縣	108	1,735	445,125	静岡縣	11	218	75,346
神奈川縣	3	38	9,737	京都府	59	-	220,326
千葉縣	2	41	5,520	愛媛縣	38	-	5,479
茨城縣	15	158	61,430	福岡縣	20	-	5,789
栃木縣	47	543	209,155	山口縣	19	-	34,627

（出典）「工場方面に於るラヂオ体操實施状況」『昭和九年 工場監督年報』社会局労働部より作成。

*愛媛縣と福岡縣の参加人員以外は、延人員である。

長野県・群馬県の参加工場数、参加人員が多いのは、やはり製糸・紡績工場での実施が多いためといえよう。また、『工場監督年報』に職種の詳細が記載されている愛媛県・栃木県・京都府では、撚糸工場・染物工場などが含まれており、いずれにせよ、織物関連の女工が普及の対象であったといえよう。こうしてラジオ体操を足掛かりに、「工場体育」が奨励・普及されたものと考えられる。

2 国民体位向上のための「工場体育」

（1）全国工場鉱山体育指導者の育成

1937（昭和12）年から、「工場体育」は民謡体操として掲載数が増加してくる。その背景のひとつには、1936（昭和11）年から盛んに提唱された、陸軍省医務局長軍事總監小泉親彦の壮丁体位低下説があげられよう。壮丁検査の結果、国民の体位（体格）が低下しているため、体位向上を図らねばならないというのである⁽²¹⁾。この壮丁体位低下説には異論もあるところだが、国民体位向上

(18) 吉見俊哉『「声」の資本主義—電話・ラジオ・蓄音機の社会史—』講談社選書メチエ、1995年。

(19) 「(彙報) ラヂオ体操の會」『産業福利』第八巻第七号、1933年、88頁。

(20) 「工場方面に於るラヂオ体操實施状況」『昭和九年 工場監督年報』社会局労働部、1934年、255—256頁。

を目的に、国民の健康に関する行政機関として、1938（昭和13）年1月、厚生省が創設されたことは周知の通りである。

この壮丁体位低下説に関して、『産業福利』誌上では、社会局囑託・協調会囑託の赤間雅彦が、壮丁検査において甲・乙種合格者が減少し、丙種の割合が増加したこと、結核死亡の割合に改善が見られないことを指摘した上で、国民の体位向上には体育運動が有効であり、中でも「近年我國の工場體育が非常に盛になつて來て國民の體位低下の中にあつて、工場體育だけは確かに好結果を示して居る」と述べている。そして「工場體育」は、「甲子園や神宮外苑で行はれた二千有餘の工場従業員の體操や民謡體操のマスゲーム」を象徴として、疲労回復にも、「協同一致の精神涵養」にも、さらに「出勤率の増」「災害率の減」にも効果があるという。こうした「工場體育」を範として「国民体位の低下」対策を講ずるならば、正しい指導が必要で、そのために全国工場鉱山体育指導者講習会の開催を奨励している⁽²²⁾。

こうして、1936（昭和11）年10月に第一回全国工場鉱山体育指導者講習会が開催されるのである。この講習会「趣意」では、工場・鉱山の体育運動が「従業員の身體の健康は勿論、精神の明朗化、生産能率の向上等に確實なる好結果を示しつつある」のに比して、「我國民全般の健康状態が年々著しく低下し國を擧げて國民の健康國策の必要」があると述べている⁽²³⁾。この国民のための健康国策の一環として、全国工場鉱山体育指導者講習会が行われ、その後、第二回・第三回と開催されている。表3は、業務別の参加指導者数である。

第二回・第三回とも機械工業・化学工場・機具工場などの体育指導者の参加人数が多いのは、「工場體育」が紡績女工の結核予防・余暇善用として始まった経緯から考えるに、ここでは「工場體育」が国民体位向上のための健康国策ととらえられることによって、その対象を男工に広げる必要があったものと考えられる。

このように、1937（昭和12）年から民謡體操として掲載数が増加する背景には、国民の健康を国策にするという「国家的見地」から「工場體育」を普及させるための体育指導者を育成する意図があったものと思われる。

（2）體操を中心にした「工場體育聯合大會」

また1937（昭和12）年10月には、大阪府にて「體位向上乃至非常時局下ニ於ケル勞働力ノ維持増進」を目的に「工場體育聯合大會」が開催される。大阪府警察部、大阪府工場衛生研究会、大阪府産業安全研究会三者による主催で、「全産業人」を対象に、参加工場66、参加実人員4,073名、延べ人員15,000人という規模であった⁽²⁴⁾。『工場監督年報』によると、それまで警視庁主催による「工

(21) 1936年の2・26事件を契機に盛んに提唱される。森川貞夫「15年戦争と国民の『体力』『国民体力管理制度』審議過程に表れた国民の『体位・体力』問題の本質」『15年戦争と日本の医学医療研究会会誌』第4巻2号、2004年に詳しい。

(22) 赤間雅彦「全國工場礦山に於ける従業員の體育指導に就いて」『産業福利』第十一卷第十一号、1936年、112-120頁。

(23) 「(彙報) 全國工場礦山體育指導者講習會」『産業福利』第11卷第11号、1936年、163頁。

表3 第二回・第三回全国工場鉱山体育指導者講習会業務別受講者数

業務別	受講者数		業務別	受講者数		業務別	受講者数	
	二回	三回		二回	三回		二回	三回
機械工業	37	51	機具工場	13	—	金属品工場	6	—
船舶車両工場	4	2	紡績工場	8	4	官吏	28	7
化学工場	21	6	特別工場	1	—	教員	1	—
製糸工場	23	3	雑工場	10	4	其の他	6	1
織物工場	13	2	鉱山	5	—	飲食物工場	—	1
官営工場	—	10	化粧品工場	—	1	計	176	92

(出典)「第二回全国工場鉱山体育指導者講習会の概況」『産業福利』第十三巻第四号, 1938年。「第三回産業体育指導者講習会の概況」『産業福利』第十四巻第一号, 1939年より作成。

場体育大会」として、武道大会・相撲大会・弓道大会・陸上競技大会など、種目別の体育大会は開催されていた。しかし、この「工場体育聯合大会」のプログラムは、そうした種目別とは違い、男子の部、女子の部と分かれて、表4の通りに行われた。

男子は2種目、女子は16種目中9種目が体操というプログラムである。まさに、体操に特化された「工場体育」の競演といったところであろうか。こうした体操中心の体育大会が行われることによって、体位向上のために工場での体操を普及させようという内務省の目的を果たすこととなると同時に、体操競技を通して従業員同士の一致協力をうながし、一般観衆に向かっては工場労働者の規律正しさをアピールするものとなるのである。

表4 工場体育連合大会プログラム

男子の部		女子の部	
1 建國體操	1 チーム十五人	1 健康體操	1 チーム十五人
2 皇國日本	同 同	2 女子青年體操	同
3 一〇〇米競争	二人	3 旗體操	同
4 四〇〇米競争	二人	4 女子保健體操	同
5 八〇〇米競争	1 チーム四名	5 日本よい國	同
6 障礙物競走	二人	6 響くサイレン	同
7 依擔競争	1 チーム四名	7 山は青空	同
8 綱引	1 チーム三十人	8 御國彌榮	同
		9 踊れはらから	同
		10 六〇米競争	二人
		11 一〇〇米競争	二人
		12 四〇〇米繼走	1 チーム四人
		13 順送球	1 チーム十五人
		14 アップルボール	五人
		15 投越送球	二人
		16 タンブリング	約三十名

(出典)「大阪に於ける工場體操聯合大会」『産業福利』第十二巻第十二号, 1937年より作成。

(24) 「体育大会」『昭和十二年 工場監督年報』厚生省労働局, 1937年, 140-141頁。

また、この「工場體操聯合大會」は、プログラムからもわかるように、男子よりも女子の参加人数が多い。よって、女工の体位向上を目的とすることの意味を『産業福利』では、以下のように述べている⁽²⁵⁾。

之に雇傭せらるゝ職工は法適用工場のみにて男子二十二萬四千、女子十二萬計三十四萬五千の多數を占め之が體位の如何は直ちに産業の盛衰に繋り特に婦人労働者の健康乃至體位は將來の皇國を双肩に擔ふべき第二の國民の體位に關聯するを以て、之等の體位向上發達竝に指導を兼ね左記の要項に基き本大會を開催した次第である。

紡績女工の結核予防という健康増進策として始まった工場の体操ではあるが、この時期「体位向上」が目的となると、女工にとっての「体位向上」は「第二の國民」、すなわち出産・育児に関したこととして意味づけられている。つまり、女工に「国家の母」としての役割を求めているのである。ここでの「工場体育」は、女性労働者の健康増進という目的に加えて、母としての体位向上という意味が付与されるのである。

3 労働衛生政策から健康国策へ

(1) 健康国策としての「工場体育」

壮丁体位低下説を背景に、1936（昭和11）年10月には、日本産業株式会社統制課の主催で「産業を中心とする國民保健に關する座談會」が召集されている。ここでも壮丁の筋肉薄弱の増加と、結核死亡率が減少しないこと、そして「若い婦人」の死亡率の高さと体格の悪さを指摘して、保健運動に取り組むことを提唱している。

出席者は、表5の通りである。

表5 産業を中心とする國民保健に關する座談会出席者表

堀口 修輔氏	(陸軍省医務局)	石原 治良氏	(大日本青年聯合会)
佐藤 富治氏	(大日本青年聯合会)	波多野 貞夫氏	(日本能率聯合会)
淵 時智氏	(日本能率聯合会)	大内 經雄氏	(協調会)
星合 甚之助氏	(警視庁工場課)	吉田 章信氏	(文部省体育研究所)
白石 謙作氏	(文部省体育研究所)	松田 慎三氏	(大日本百貨店商業組合)
塚田 治作氏	(内務省社会局)	南崎 雄七氏	(内務省衛生局)
引地 亮太郎氏	(内務省社会局)	山田 敏正氏	(東京市保健館)
赤塚 京治氏	(東京市保健館)	佐藤 正氏	(逓信省簡易保険局)
三橋 義雄氏	(東京市教育局)	関 衛平氏	(東京市保健局)
須川 敏氏	(日立製作所)	関川 信三氏	(日本炭礦株式会社)
宇原 義義氏	(日本産業株式会社)	田中 要人氏	(日本産業株式会社)

(出典)「産業を中心とする國民保健に關する座談會の状況」『産業福利』第十二卷第四号、1937年より引用。

⁽²⁵⁾ 「大阪に於ける工場體育聯合大會概況」『産業福利』第十二卷第十二号、1937年、90-99頁。

文部省、内務省、通信省、陸軍に加えて、協調会、日本能率联合会、さらに日立製作所、日本炭鐵株式会社など、軍部から産業界にわたって広く参加している⁽²⁶⁾。

この座談会では、健康安全週間運動を鉱山や工場だけでなく、従業員が密接な関係を持つ家族、在郷軍人、青年団、学校、病院、町内組合などと総合的に展開するにはどうしたらよいのか、また、こうした保健運動を統制すべき中枢機関の必要性を議論している。つまり、労働者の保健運動を国民的な保健運動へと展開していこうとする方向と、そのための中枢機関の設置が確認されているのである。ここでいう中枢機関が、1938（昭和13）年1月に創設される厚生省を意味するものであることは明らかであろう。

こうして、労働者の健康増進を出発点とした「工場体育」は、国民の健康国策へと変容し、以後の厚生運動へとつながっていくのである⁽²⁷⁾。

（2）厚生運動と「工場体育」

1937（昭和12）年の日中戦争勃発後は、先述の通り、増産体制と労働力不足によって工場労働が厳しい状況となってくる。実際、第42回産業衛生研究会では、工場での体操が現実には停滞している様子が報告されている。社会局技師大西清治は「…最近軍需工場が非常に多忙になつて参つたのでありますが、従来体操をやつて居つたにも拘らず作業が多忙なためにお止めになつたと云ふことをちょいちょい聞くのでありますが、…」と報告している。同様に社会局の塚田治作も、「…今迄はやつて居つたが、非常に忙しいので現在ではやつて居らぬ、それに職工も非常に疲れて居りまして体操なんかやつて居る暇が無いと云ふ話を聞き」と報告している⁽²⁸⁾。すなわち、軍需産業においては増産体制によって体操をする時間がないこと、加えて労働者も疲れており、体操どころではないというのである。これに対して、忙しいからこそ疲労回復と能率向上のために体育が必要であること、よって体操を各方面で奨励してほしいと大西清治は述べている。

1938（昭和13）年1月、「國民體位の向上」「國民福祉の増進」を目的に厚生省が創設され、同省労働力労務課の所管事項には「労働者ノ福利ニ關スル事項」が加えられ、それまで内務省社会局の所管であった「工場体育」も厚生省に移管される。以後、体位向上運動として活発化していたレクリエーション運動が厚生運動として展開する。この厚生運動について産業福利協会創設時の常務理事で、この時期は日本厚生協会理事であった吉阪俊蔵は、『産業福利』の中で次のように述べている⁽²⁹⁾。

厚生運動といふのは保健のことや品性の陶冶や經濟のことを考へて國民に適當なる餘暇善用の方法を講じ、之を通して國民の徳性及び體位の向上を圖り、幸福なる理想的國民生活の様式を與へんとする一つの運動である。之は國民體育の運動であると同時に文化運動であり、社會

⁽²⁶⁾ 「産業を中心とする國民保健に関する座談會の狀況」『産業福利』第十二巻第四号、1937年、39－66頁。

⁽²⁷⁾ アメリカのレクリエーション運動の訳。1938年、厚生省の外郭団体として設立された日本厚生協会によって推進された。主に都市を対象に展開した。

⁽²⁸⁾ 「第四十二回産業衛生研究会記録」『産業福利』第十三巻第一号、協調会産業福利部、1938年、11－52頁。

⁽²⁹⁾ 吉阪俊蔵「厚生運動の提唱」『産業福利』第十三巻第四号、1938年、288－294頁。吉阪俊蔵は社会局書記官として1927年産業福利協会常務理事に就任し、1938年には日本厚生協会理事になっている。

教育及生活改善の運動でありまた國民和樂の運動である。

厚生運動というのは、保健・徳性・余暇善用・体位向上など、当時求められていたあらゆる目的とあらゆる内容を持つ国民体育運動であり、文化運動であり、そしてまた生活改善運動であるというのである。そして吉阪は、この厚生運動の推進母体としての「厚生会」を工場・鉱山をはじめとして、町村・村落に設けようと提案している。すなわち、「工場体育」を厚生運動の一環として位置づけようというのである。

実際に、1938（昭和13）年11月1日、第一回日本厚生大会の一環として軍人会館で行われた「厚生会の夕」に、服部時計店工場精工舎の男子15名は、工場側を代表して出場し、日本産業体操を実演している。この時の様子を体操技師河田新吉は「魂を打ち込んで行ふ精工舎の體操は斷然群を抜き、銃後を護る産業人の意氣と熱を遺憾なく發揮し、觀衆に多大の感銘を與へた」と述べている⁽³⁰⁾。

また、服部時計店工場精工舎は、同年11月6日の文部省・厚生省後援の国民精神作興大会においても50余の工場団連合の一員として加わり、「日本産業体操」、「吟詠体操」を実演している。さらに、精工舎の女子従業員は、同年11月20日、上野松坂屋で行われた女子体育振興会主催の女子体育展覧会に20名が出場し、「日本産業体操」と「吟詠体操」を実演している。上野松坂屋の女子体育展覧会では「工場の體操を初めて見る一般觀覽者をして、現在の會社、工場に於ける従業員の眞の姿を認識せしむるに極めて効果的であった」とある⁽³¹⁾。

工場での体操が、いずれも労働者のための体操、すなわち健康増進や能率増進、疲労回復を目的とするものから、国民統制のための体操へと変容しているのである。すなわち、工場労働者が「日本産業体操」や「吟詠体操」など統制的な体操を披露することによって、一般觀衆に一糸乱れぬ規律と緊張をアピールする装置となっているのである。とりわけ女工に着目するならば、自らの結核予防として始まった「工場体育」ではあるが、体位向上が目的となる中で、第二の國民を生み育てるための「工場体育」となり、この時期にいたっては国民統制のための「工場体育」を演じることとなるのである。

一方、1938（昭和13）年5月には国民精神総動員健康週間があり、「婦人體育の實演の夕」が開催されている。参加した藤倉工業では、女子従業員60名が、「日本産業体操」「愛国行進曲」を実演した。代表60名に選ばれるのに毎日選抜試験があり、その選抜に4回目で合格した女子従業員もいたという。また、藤倉工業では、「工場体育」を徹底させるために、本工昇格試験として体操を位置づけており、入社して60日後に体操の試験をして「甲・乙・丙」と採点されるのであるが、他の成績がよくても体操の成績が悪ければ、本工になれないというのである⁽³²⁾。先の精工舎が、労働者の体操から一般觀衆に規律をアピールする体操、すなわち「外に向いた体操」であるならば、ここでは「内に向いた体操」とでもいおうか、工場内の労働者の統制に利用されているのである。体操が、藤倉工業の規範を伝達し、身体化する装置となっているのである。

(30) 河田新吉「株式會社服部時計店工場精工舎の體操」『産業福利』、第十四卷第二号、1939年、52-60頁。

(31) 前掲、河田新吉「株式會社服部時計店工場精工舎の體操」『産業福利』、第十四卷第二号、1939年、52-60頁。

(32) 河田新吉「藤倉工業株式會社に於ける従業員の體育施設」『産業福利』、第十三卷第八号、1938年、102-112頁。

さらに1940（昭和15）年5月には、紀元2600年を記念して第一回全国勤労者厚生大会が開催される。会場となった東京市日比谷公会堂では、全国各府県から30団体800人の労働者が参加し、熱心に吹奏楽・合唱・体操の演技が行われたとある⁽³³⁾。主催は、協調会・産業報国連盟・日本厚生協会・東京日日新聞社・大阪毎日新聞社で、後援は厚生省であった。大会趣意書では、「舉國一致これが原動力とも云ふべき産業戦線の擴充強化に邁進産業報國の誠を致すと共に勞務者の情操陶冶、心身修練」を目的とするとある。この大会で、体操の「厚生大臣賞」は「（東京）栗原紡織合名會社工場」，「優秀賞」は「（福岡）三井鑛山株式會社三池染料工業所，（福島）日東紡績株式會社富久山工場，（東京）鐘ヶ淵紡績株式會社東京工場」が受賞している⁽³⁴⁾。

おわりに

このように内務省の労働衛生政策として始まった工場・鉱山の体育運動，すなわち「工場体育」ではあるが、戦時体制のもと「挙国一致」や「産業報国」などを目的に国民統制策としての意味をもつようになる。以下、その過程を整理してまとめたい。

1930年ごろには、工場・鉱山の運動娯楽施設として野球や庭球などの体育・スポーツが一定程度普及していたわけだが、そうした中で工場・鉱山の体育運動が体操に特化されていく背景には、女工の結核問題と深夜業禁止による余暇善用があった。これら諸問題に対応するべく内務省は、女工の興味をひき、なおかつ経費のかからない運動ということで、民謡を基調にした「工場小唄」に振りを付けた「民謡ダンス」や体育民踊などを創作・奨励したのである。こうして工場・鉱山の体育運動すなわち「工場体育」は「音楽にあわせた体操」に特化されたのである。それは、あくまで内務省の労働衛生政策としての「工場体育」であった。

ところが、1932（昭和7）年12月に設立された体育民踊研究会の設立趣旨は、民謡を基調にした体育民踊に新たな意味が付与されてくる。「體育民踊は大和民族の生活より生れ我國の地理人情風俗を寫し出した」ものであり、「大和民族更生の體育民踊」であるというナショナリズムである。1933（昭和8）年、盛んに発表された民謡調の新作体育民踊には、こうした「大和民族」を象徴する意味もあった。翌1934（昭和9）年は民謡調が薄れ、「非常時」と銘うったものや「昭和」「愛国」などと、さらにナショナリズムに傾斜した体育民踊となり、曲調も勇ましいものとなっている。満州事変後の非常時体制の影響から、「工場体育」の目的も健康増進・余暇善用に加えて、疲労回復・能率増進、さらに経済国難・思想国難に対するべく民族による協力を意味する上下和楽・家庭和楽などが目的となっている。

このころ発表された女子保健体操「日の本の少女」の「付言」でも、こうした非常時を反映して、女も国家を支える一員であると明言しており、こうした体操を工場で実施することは、女工すなわ

⁽³³⁾ 「第一回全國勤勞者厚生大會概況」『産業福利』，第十五卷第六号，1940年，160－169頁。

⁽³⁴⁾ なお、1940（昭和15）年9月には、厚生省労働局内に「勤労者厚生文化協議会」が設けられ、体育運動による体位向上に加えて、「教養」「慰楽」「情操」という全人格的な育成が求められている（『（彙報）勤労者厚生文化協議会趣意書』『産業福利』，第十五卷第十号，1940年，140－142頁）。

ち女性労働者に「国民」を意識させるものであった。

1936（昭和11）年以降は、「壮丁体位低下説」を背景に、「工場体育」を普及・発展させようとの動きが活発になる。そのひとつが、全国的な体育指導者の講習会の開催である。それまでも警視庁によって各県レベルの「工場体育」の講習会は行われていたが、全国規模による指導者講習会は、1936（昭和11）年の第一回全国工場鉱山体育指導者講習会を始まりとする。以後、第二回・第三回と開催され、機械工場などの男工を対象に、体位向上を目的にした国民全般の健康国策の一環として行われた。もうひとつは、「工場體育聯合大會」のような体操をプログラムの中心にした体育大会の開催である。これは、工場・鉱山の従業員ばかりでなく広く一般観衆に労働者の体操を「見せる」ことによって、健康国策としての体操をアピールすることになる。こうした壮丁検査を意識した体位向上という目的は、女工にとっては「第二の国民」を産み育てるための体位向上という意味であったが、これによって女工も「国民」に位置づけられたのである。

こうして「工場体育」を媒体として、工場の労働者も含めた大衆社会が広がっていったといえよう。1938（昭和13）年以降、このような工場での体育運動は国民精神総動員健康週間や日本厚生大会などに参加していく。さらに1940（昭和15）年には、紀元2600年を記念した第一回全国勤労者厚生大会が開催され、体操の厚生大臣賞・優秀賞などが競われている。ここでは、当初の民謡を基調とした「工場小唄」や「民謡ダンス」などとは違い、一条乱れぬ集団の統制美や規律をアピールした「日本産業体操」や「吟詠体操」が披露され、国民統制を目的とした「工場体育」の姿があった。

以上、内務省の労働衛生政策として始まった「工場体育」は、時局に応じて健康増進・余暇利用・能率増進・疲労回復から、大和民族による「和楽」、体位向上、労働力維持、そして戦時体制下には、挙国一致、国民統制と様々な意味・目的・大義名分が付与されていった。すなわち「工場体育」は、労働衛生政策から健康国策へと変容し、工場・鉱山の労働者を国民として統制し、同時にそれは、製糸・紡績女工を健康な労働者から「第二の国民」すなわち将来の兵士を産み育てる「国家の母」へと仕立てる装置でもあったのである。このように国民を戦争へと動員する装置は、様々な意味・内容を変えながら重層的に作用したのであるが、こうした作用を可能にした背景には、ラジオ放送やレコードというメディアの普及・発達があったことは確かである。

（のより・ともこ 九州大学人間環境学研究院学術協力研究員）